

下請事業者のみなさま

<フリーランスの方も大歓迎>

公正取引委員会イメージキャラクター



親事業者(発注元)との取引で悩まれていませんか。

～オンラインによる「下請法“お手軽”講習会」のご案内～

公正取引委員会四国支所では、下請事業者(受注者)の方向けにオンラインによる下請法の講習会を実施します。

下請事業者の方が日々請け負っている取引の中には、実は下請法によって保護されるということを知らずに取引をしているケースがあったり、不当に不利益を受けているといった例が見受けられます。この下請法“お手軽”講習会は、下請事業者の方に下請法を知っていただき、今後の取引に生かしていただくと考え企画したもので、下請法の初歩的な内容を1時間程度にまとめて解説します。

日時 第1回 令和5年 9月21日(木) 11:00～12:00

第2回 令和5年10月11日(水) 13:00～14:00

2回とも同じ講習内容です。受講にはインターネット回線が必要です。

費用 無料 (インターネット通信料金は負担願います。)

申込期限 令和5年9月11日(月) 正午

お申し込み方法 下記URL又はQRコードから、公正取引委員会ホームページ内にある講習会申込フォームにアクセスしていただき、お申し込みください。

定員(各200回線)になり次第募集を締め切らせていただきます。

<https://www.jftc.go.jp/training/780/shitauke.html>



注意事項

お申込みいただいた方には、講習会開催のおおむね7日前までに、受講用のWeb会議システム(WebexWebinar)のURL等を電子メール(shikoku-shitauke1758@jftc.go.jp)で送信します。

※当方からの電子メールが受信できるよう受信拒否を解除する等事前対応をお願いします。

なお、開催6日前になってもURL等のメール連絡がない場合は、四国支所下請課(087-811-1758)までご連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会四国支所 下請課 お手軽講習会担当

電話 087-811-1758



こんなお悩み、ありませんか？もしかして下請法違反かも・・・

注文書は必ず発行してもらえますか？約束した日までに代金は全額支払われていますか？発注後に値引きを要求されたことはありますか？貴社が取引先（発注者）との間で抱えている悩みごと・困りごとは、もしかしたら取引先による下請法違反行為かもしれません。このシートを使って、チェックしてみましょう。

※ 下請法上の親事業者・下請事業者の範囲については、下記QRコードからご確認ください。

- 取引先は、**発注の都度**、直ちに、注文書を**交付していない**（例：納品時に注文書を渡されることがある。）。
- 取引先は、注文書に下請代金の額・支払期日を**記載していない**。
- 取引先は、**締切日から30日（1か月）以内に下請代金を全額支払っていない**（例：毎月末日納品締切・翌々月5日支払＝1か月超）
- 取引先は、「歩引き」、「協力費」、「割引料」、「手数料」などとして、**当社に責任（落ち度）がないのに、下請代金を減じる**。
- 取引先は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において**明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた**。
- 取引先は、発注後に発注内容を変更した場合、**追加費用が発生したにもかかわらず、その費用を負担しない**。
- 取引先は、**発注内容に含まれていない図面や知的財産権を譲渡させたが、その対価を支払わない**。

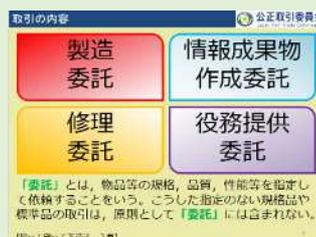
1つでもチェックが付いた場合には、**取引先が下請法に違反している可能性があります**。

公正取引委員会では下請法に関する電話での相談を受け付けています（秘密は厳守します。匿名での相談も可能です。）

また、下請事業者をはじめとする中小事業者等（原則3社以上）の代表者又は従業員（所属する団体の定例的な会合の場での開催も可能）を対象に、下請法や独占禁止法上の優越的地位の濫用規制について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を開催しています。

お気軽に四国支所下請課（電話：087-811-1758）までお電話ください。

下請取引の該当性はこちら



参考：過去のオンライン相談会で使用した資料の一部